

ご遺族のための
お く や み
ハンドブック

～手続きのご案内～

手続き内容によっては、1時間程度かかる場合もありますので、
時間に余裕をもってお越してください。

目 次

高森町役場で行う手続き

世帯主の変更・印鑑登録証・個人番号カード・パスポート	1 ページ
国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金	2 ページ
企業年金・恩給・国民健康保険	3 ページ
後期高齢者医療保険	4 ページ
介護・高齢者・緊急通報装置・障がい者・重度心身障害者医療費助成	5 ページ
軽自動車税・町県民税・固定資産税・納税(収納)に関する事	6 ページ
空き家・水道・町営住宅・シニアカー貸出・浄化槽(変更、休止)	7 ページ
児童(扶養)手当・子ども医療費助成・保育所(園)・幼稚園	8 ページ
放課後児童クラブ・就学援助申請者・農地・森林・防災無線個別受信機・犬	9 ページ

その他各種制度のご案内

児童扶養手当・福祉医療(ひとり親)・就学援助	10 ページ
ごみの直接搬入・社会福祉協議会への寄付	11 ページ

高森町役場以外で行う手続き

生命保険等・損害保険等・預貯金口座・クレジットカード	12 ページ
株式等・国債(戦没者弔慰金)・普通自動車税・軽四輪及び二輪(125cc 以上)・国税関係など	13 ページ
遺言書・相続放棄・固定電話(NTT 西日本)など、携帯電話、インターネット	14 ページ
NHK 受信料・電気・ガス・新聞・運転免許証	15 ページ
浄化槽(支払い、口座、管理会社との契約)・光ネットワーク	16 ページ

証明書、戸籍謄本等を取得される方へ

住民票の写し・戸籍謄抄本・戸籍の附票	18 ページ
死亡届(死亡診断書)記載事項証明書・印鑑登録証明書	19 ページ
郵送による戸籍謄抄本等の請求方法	20 ページ

相続登記についてのお知らせ

21 ページ

確定申告についてのお知らせ

26 ページ

ひとり親家庭となられた方へ

28 ページ

世帯主の変更

問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階)
総合窓口係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	亡くなられた方が世帯主	世帯主変更	<p>来庁者の本人確認書類</p> <p>世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について、職員から確認させていただきます。</p>

印鑑登録証

問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階)
総合窓口係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	印鑑登録をされていた方	返納または廃棄	<p>印鑑登録証(カード)</p> <p>お亡くなりと同時に抹消のため、印鑑登録証明書は発行できません。 個人情報が入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されても構いません。</p>

個人番号カード (写真付き) (マイナンバー)

問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階)
総合窓口係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	個人番号カードをお持ちだった方	返納不要	<p>お亡くなりと同時に使用できなくなります。 死亡にともなう各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。</p>

パスポート

問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階)
総合窓口係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	パスポートをお持ちだった方	返納 (希望者のみ)	有効中のパスポート、死亡が確認できる書類等の提出、来庁者の身分証明書

例：■手続き済
4/3 手続き完了日

国民年金

問い合わせ先 本庁 住民福祉課(1階)
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	国民年金 厚生年金を 受給していた方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金証書、年金手帳 亡くなられた方の死亡診断書の写し 手続きする方の印鑑
<input type="checkbox"/> /	国民年金を 受給していた方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金証書、年金手帳 請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) 請求者となる方の印鑑 請求者となる方のマイナンバーがわかるもの <p>※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご説明します。</p>
<input type="checkbox"/> /	国民年金に 加入していた方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金手帳 手続きする方の印鑑
<input type="checkbox"/> /		遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金手帳 請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) 請求者となる方の印鑑 <p>※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご説明します。</p>

厚生年金

問い合わせ先 熊本東年金事務所
電話 096-367-2503
FAX 096-368-5391

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	厚生年金を 受給していた方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金証書 請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) 請求者となる方の印鑑 <p>※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご説明します。</p> <p>※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。 ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪してください。</p>

共済年金

問い合わせ先 各共済組合

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	共済年金を 受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。	

農業者年金

問い合わせ先 高森総合センター 農林政策課(1階)
農林振興係
電話 62-2915

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	農業者年金を 受給していた方	死亡届 未支給年金請求	<p>※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、 まずは、上記へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金証書 亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認 できる戸籍謄本等 請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) 請求者となる方の印鑑

企業年金

問い合わせ先

各企業年金基金等 または
企業年金連合会（年金相談室）
電話 0570-02-2666

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	企業年金を受給していた方	各企業年金基金等または企業年金連合会へ直接お問い合わせください。	

恩給

問い合わせ先

総務省恩給相談室
電話 03-5273-1400

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	恩給を受給していた方	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。	

国民健康保険

問い合わせ先

本庁 健康推進課（1階）
国民健康保険係
電話 62-2910

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方 または 国民健康保険に加入している方の世帯主の方	資格喪失 保険証及び各種認定証返還 葬祭費支給申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更 国民健康保険税について(税務課)	<p>●国民健康保険に加入していた方の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証 亡くなられた方の各種認定証 喪主の方の印鑑 手続きする方の印鑑 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード） <p>●国民健康保険に加入している方の世帯主の方の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> その世帯の加入者の被保険者証 その世帯の加入者の各種認定証 手続きする方の印鑑 <p>後日、再計算を行い、新たな世帯主または喪主の方へ通知いたしますので、そちらをご確認ください。</p> <p>亡くなられた方が世帯主の場合</p> <p>●世帯主の他に国民健康保険に加入している方が同じ世帯にいる場合、新たな世帯主が納税義務者となります。 口座引き落としによる納付を希望される場合は、金融機関へ口座振替の登録を頂く必要があります。登録が無い場合、新たな世帯主へ納付書を送付いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高森町歳入金預金口座振替依頼書（金融機関にも用紙有り） 通帳 通帳印 <p>※肥後銀行・阿蘇農協・信用組合・郵便局のみ口座振替が可能 ※口座振替を提出頂いた場合、翌月からの変更となります。</p>

後期高齢者医療保険

問い合わせ先 本庁 健康推進課(1階)
国民健康保険係
電話 62-2910

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険 に加入していた方 (75歳以上だった方)	保険証及び各種 認定証の返還 葬祭費支給申請 申立書の提出 (保険料に関する 相続人代表届/ 高額療養費等の 振込口座の変更) 保険料について	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・亡くなられた方の各種認定証 ・喪主の方の印鑑 ・葬祭費の振込先口座がわかるもの (喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード) ・相続人代表となる方の印鑑 ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) <p>翌月に再計算を行い喪主の方へ通知いたしますので、そちらをご確認ください。</p> <p>※年金からの保険料天引きされていた方で還付が発生した場合、還付までに時間がかかる場合があります。 町から還付の案内を送付いたしますので、届きましたら手続きをお願いします。</p>

『相続人代表』・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

※社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。



介 護			
		問い合わせ先 本庁 健康推進課 (1階) 介護保険係 電話 62-2910	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	65歳以上の方 または介護認定 を受けていた方	介護保険日保険証 等の返還 念書 介護認定申請取り下 げ書届出 (該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の介護保険被保険者証(オレンジ) ・亡くなられた方の介護保険負担割合証(オレンジ) (該当の方) ・亡くなられた方の負担限度額認定証(クリーム色) (該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはカード可) ・相続人代表となる方の印鑑

高齢者			
		問い合わせ先 本庁 健康推進課 (1階) 介護保険係 電話 62-2910	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	配食サービス利用者 移動支援サービス利用者	サービス利用中止届	<ul style="list-style-type: none"> ・上記へ連絡し、手続きを行ってください。

緊急通報装置			
		問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階) 福祉係 電話 62-2911	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	緊急通報装置の 貸与があった方	緊急通報装置の 撤去・返還	<ul style="list-style-type: none"> ・上記へ連絡し、手続きを行ってください。

障がい者			
		問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階) 福祉係 電話 62-2911	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳を お持ちだった方	手帳返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の手帳 ・手続きする方の印鑑
<input type="checkbox"/> /	特別障害者手当、 障害児福祉手当、 福祉手当 を受給していた方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きする方の印鑑 ●未支払い手当がある場合 亡くなられた方の配偶者または扶養義務者は未支払い手当 を請求できます。 (未支払請求書、口座振替支払申込書) ・亡くなられた方の配偶者または扶養義務者の印鑑 ・請求される方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード)
<input type="checkbox"/> /	特別児童扶養手当 を受給していた方	死亡届兼未支払 手当請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・受給対象障がい児または亡くなられた方の配偶者等で相続 される方の印鑑 ・未支払い手当がある場合は、上記請求される方の振込先 口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード)
<input type="checkbox"/> /	特別児童扶養手当 支給対象児童の方	資格喪失届又は 額改定届 (減額)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当受給者の印鑑
<input type="checkbox"/> /	自立支援医療受給 者証(精神通院)を お持ちだった方	受給者証返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の自立支援医療受給者証(精神通院) ・手続きされる方の印鑑

重度心身障害者医療費助成			
		問い合わせ先 本庁 住民福祉課 (1階) 福祉係 電話 62-2911	
チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	福祉医療費助成を 受給していた方	医療証 (資格証) の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給医療証(資格証) ・手続きする方の印鑑

軽自動車税

問い合わせ先 本庁 税務課(1階)
税務係
電話 62-1123

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	原動機付自転車等 (高森町ナンバー) の車両を所有して いた方	名義変更 または廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、使用者、届出者の身分証明書 ・ナンバープレート(廃車の場合や名義変更時に高森町ナンバーを変更したいとき) ・車体番号がわかるもの(自賠責証書等) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

町県民税

問い合わせ先 本庁 税務課(1階)
税務係
電話 62-1123

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	町・県民税が課税 されていた方	残りの個人住民 税の有無の確認 納付方法等につ いてご案内	・手続きする方の身分証明書

固定資産税

問い合わせ先 本庁 税務課(1階)
地籍調査係
電話 62-1123

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	固定資産(土地・ 家屋・償却資産)を お持ちだった方	相続人代表者 指定・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者となる方の身分証明書 (相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます。) ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
<input type="checkbox"/> /	共有名義の固定資産 をお持ちの方で共有 代表をされていた方	共有代表者 の変更	・新たに代表者となる方の身分証明書 (手続きの説明までとなる場合があります)
<input type="checkbox"/> /	未登記家屋を お持ちだった方	未登記家屋の 名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記をされていない家屋(未登記家屋)について所有権の移転を希望される方は、「未登記家屋所有者変更届」にて届出をしていただきます。 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。 ・新名義人となる方の実印、印鑑登録証明書(写可)
<input type="checkbox"/> /	納税管理人に なっていた方	納税管理人の 変更・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・納税管理人を変更される場合は、新たに納税管理人となる方の身分証明書 ・納税義務者の方の身分証明書

納税(収納)に関すること

問い合わせ先 本庁 税務課(1階)
収納係
電話 62-1123

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	納税していた方 (納税義務者・ 納税管理人・ 相続人代表等)	今後の納税に 関する手続き・ 納付について (口座振替の変更 又は廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ●口座振替の手続きをされる方 ・新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印 ただし、この場合は取扱金融機関へ直接お申しください。

『相続人代表』・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

空き家

問い合わせ先 本庁 政策推進課(1階)
まちづくり係
電話 62-2913

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	家の所有者が亡くなり、空き家を有効活用したい方	空き家バンクへの登録	・事前に上記にお問い合わせください。

水道

問い合わせ先 本庁 建設課(1階)
水道係
電話 62-2912

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	水道を利用していた方	使用名義の変更 支払方法の変更 閉栓	・新たに使用者となる方の印鑑

町営住宅

問い合わせ先 本庁 建設課(1階)
住宅係
電話 62-2912

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	入居名義人が亡くなり、引き続き町営住宅に入居を希望される同居親族	入居継承願	・亡くなられた入居名義人の住民票の写し(除票) 引き続き入居される場合は承継条件を満たす必要があります。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> /	入居名義人が亡くなり、町営住宅を退去される方	住宅明渡届	・退去の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行った上で、退去検査を受ける必要があります。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> /	同居親族が亡くなられた入居名義人	同居者異動届	・同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する場合があります。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。

シニアカー貸出

問い合わせ先 本庁 住民福祉課(1階)
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	満70歳以上の自動車等の運転免許証を返納した方もしくは返納予定の方	貸出・返却申請	・上記へお問い合わせください。

浄化槽(変更・休止)

問い合わせ先 本庁 建設課(1階)
住宅係
電話 62-2912

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	管理者変更報告書 使用中止届出書	・新たに住宅所有者(管理者)となる方の印鑑 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。

児童（扶養）手当

問い合わせ先 本庁 住民福祉課（1階）
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	児童手当支給対象 児童の方	受給事由消滅 減額改定	・事前に上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> /	児童手当を受給 していた方	未支払請求 認定請求	・事前に上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> /	児童扶養手当支給 対象児童の方	資格喪失 額改定（減額）	・受給者である方（保護者等）の印鑑 ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> /	児童扶養手当を 受給していた方	死亡届兼未支払 手当請求 新規認定請求	・事前に上記へお問い合わせください。

子ども医療費助成

問い合わせ先 本庁 住民福祉課（1階）
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	子ども医療費助成 を受給していた児 童の方	受給資格証の返還	・子ども医療費受給資格証
<input type="checkbox"/> /	子ども医療費助成 を受給していた資 格者（保護者）の方	資格者の変更	・子ども医療費受給資格証 ・手続きする方の印鑑 ・受給変更する登録口座の写し ・受給する方の健康保険証

保育所（園）・幼稚園

問い合わせ先 本庁 住民福祉課（1階）
福祉係
電話 62-2911
※公立幼稚園については在園中の幼稚園

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	認可保育所（園）・ 認定こども園を 利用していた 児童の方	退所手続きなど	・保護者の方の印鑑
<input type="checkbox"/> /	認可保育所（園）・ 認定こども園・ 幼稚園を利用して いた児童の保護者 の方または世帯員	児童台帳の 記載変更 支給認定申請 退所（園）手続きなど	

放課後児童クラブ

問い合わせ先 本庁 住民福祉課(1階)
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ を利用していた 児童の方	退会手続き	・保護者の方の印鑑
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ を利用していた 児童の父又は母	児童台帳の 記載変更 など	

就学援助申請者

問い合わせ先 本庁 教育委員会事務局(2階)
学校教育係
電話 62-0227

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	就学援助申請者 の方	就学援助変更申請	・事前に上記へお問い合わせください。

農 地

問い合わせ先 高森総合センター 農林政策課(1階)
農地係
電話 62-2915

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	農地法第3条の3 第1項の規定による届出	・相続した農地の明細 ・相続された方の印鑑

森 林

問い合わせ先 高森総合センター 農林政策課(1階)
農林振興係
電話 62-2915

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	森林を相続された方	森林法第10条の7 の2第1項の規定による届出	所有者変更手続きが必要です。 上記へお問い合わせください。

防災無線個別受信機

問い合わせ先 本庁 総務課(1階)
総務係
電話 62-1111

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	防災無線個別受信機 を死亡者名義で使用 されていた場合	貸出受信機の返却	・貸出受信機(今後使用されない場合)

犬

問い合わせ先 本庁 生活環境課(2階)
町民支援係
電話 62-2225

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	犬を所有して いた方	所有者の変更	・上記へお問い合わせください。

児童扶養手当

問い合わせ先 本庁 住民福祉課(1階)
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	原則18歳に達する日以降の3月31日 までの間の児童を養育している方	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。 ただし、状況により案内が異なりますので、事前に上記へお問い合わせください。

福祉医療(ひとり親)

問い合わせ先 本庁 住民福祉課(1階)
福祉係
電話 62-2911

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	満18歳に達する日以降の3月31日 までの間の児童がいる方	ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。 ただし、状況によって案内が異なりますので、事前に上記へお問い合わせください。

就学援助

問い合わせ先 本庁 教育委員会事務局(2階)
学校教育係
電話 62-0227

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	公立小中学校に在学する児童生徒が いる方	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を町が援助する制度です。 申請書の提出先は、就学先の学校になります。 制度については、学校または上記へご相談ください。



燃やせるごみ

問い合わせ先

南部中継基地 電話 62-0719

平日：8時30分～16時30分

第4土曜日・祝祭日(月～金) 午前8時30分～11時30分

休日：土曜日(第1、2、3、5土曜日)

12月30日 午前11時30分～1月3日

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<p>ごみ袋の種類 黄色の袋</p> <p>家庭系</p> <p>0～10kg未満無料、10～20kgまで100円 20kgを超える場合は10kgまでごとに50円加算</p> <p>※持ち込みの場合も指定袋に入れてください。</p> <p>●詳細については上記へお問い合わせください。</p>

ペットボトル本体 缶、ビン、衣類、古紙

問い合わせ先

南部中継基地 電話62-0719

平日：8時30分～16時30分

第4土曜日・祝祭日(月～金) 午前8時30分～11時30分

休日：土曜日(第1、2、3、5土曜日)

12月30日 午前11時30分～1月3日

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<p>ごみ袋の種類 透明袋で文字が緑</p> <p>古紙:ひもでしぼる</p> <p>ペットボトル本体、缶、ビン、古紙</p> <p>0～10kg未満無料、10～20kgまで100円 20kgを超える場合は10kgまでごとに50円加算</p> <p>※持ち込みの場合も指定袋に入れてください。</p> <p>ペットボトル、缶、ビンは中をすすいでください。</p> <p>古紙は指定袋に入れる必要はありません。</p> <p>衣類(上着、ズボン、セーターなど)下着、肌着、靴下は燃やせるごみへ</p>

燃やせないごみ

問い合わせ先

南部中継基地 電話62-0719

平日：8時30分～16時30分

第4土曜日・祝祭日(月～金) 午前8時30分～11時30分

休日：土曜日(第1、2、3、5土曜日)

12月30日 午前11時30分～1月3日

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<p>ごみ袋の種類 青色の袋で文字が白</p> <p>燃やせないごみ(不燃ごみ)</p> <p>0～10kg未満無料、10～20kgまで100円 20kgを超える場合は10kgまでごとに50円加算</p> <p>※持ち込みの場合も指定袋に入れてください。</p> <p>●詳細については上記へお問い合わせください。</p>

粗大ごみ

問い合わせ先

南部中継基地 電話62-0719

平日：8時30分～16時30分

第4土曜日・祝祭日(月～金) 午前8時30分～11時30分

休日：土曜日(第1、2、3、5土曜日)

12月30日 午前11時30分～1月3日

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<p>0～10kg未満無料、10～20kgまで100円 20kgを超える場合は10kgまでごとに50円加算</p> <p>※直接持ち込むか、戸別収集の申し込みを行ってください。</p> <p>☆持ち込みできるごみ 家具類、机等、寝具、敷物類、自転車、ストーブ、大型のポリ容器など</p>

【香典返しとして寄付をお考えの方】

社会福祉協議会への寄付

問い合わせ先

高森町社会福祉協議会

電話 62-2158

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会への寄付をお考えの方	死亡後の手続き時に総合窓口係、または直接上記へお問い合わせください。

生命保険等

手続き先 加入していた生命保険会社
又は代理店

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・受取人様の本人確認資料 ・印鑑 ・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 ・死亡診断書 など <p>※保険会社・契約内容(契約金額、契約者と受取人の関係など)によって必要書類は異なります。加入している生命保険会社にご確認ください。</p> <p>※ご家族の生命保険契約で、亡くなられた方の保障がされている場合もありますので、保険内容をご確認ください。</p> <p>※ご連絡をされる際に、以下の点の聞き取りがあります。確認の上、ご連絡されるとお手続きが進みやすいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券記号番号(ご契約が複数ある場合は全件) ・亡くなられた方(被保険者)の名前、死亡日、死亡原因 ・死亡給付(保険)金受取人の名前(被保険者との続柄と連絡先) ・申出者の名前(被保険者との続柄と連絡先) ・保険証券の有無
<input checked="" type="checkbox"/>	入院給付金の請求	
	など	

損害保険等

手続き先 加入していた損害保険会社
又は代理店

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 など <p>※保険会社・契約内容によって必要書類は異なります。加入している損害保険会社にご確認ください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	解約	

預貯金口座

手続き先 各金融機関等

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	口座解凍 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書 ・遺言書や遺産分割協議書(該当があれば) など <p>※金融機関・取引状況(預金残高など)によって必要書類は異なりますので、取引のある金融機関にご確認ください。</p> <p>※金融機関によっては、共済や出資金の相続手続きがあわせて必要になる場合もあります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	定期預金 解約	

クレジットカード

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	解約	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方との関係(つながり)がわかる戸籍謄本 ・亡くなられたことがわかる書類(除籍謄本、死亡診断書) など <p>※年会費が発生しているカード等もありますので、各契約会社に連絡し、速やかに手続きを行ってください。</p> <p>※カード会社によって異なる場合がありますので、取引のあるカード会社にご確認ください。</p> <p>※クレジットカードの裏面に問い合わせ電話番号が載っている会社もあります。</p> <p>※預金口座開設の際に、キャッシュカード機能と兼ね備えたクレジットカードを作っているケースもあります。(JCBやVISAマークなどがついているもの)</p> <p>※ガソリンスタンドのカードやデパートの会員カード、スーパーなどのポイントカードに合わせてクレジット機能がついている場合もあります。(ENEOS、JR西日本、イオンなど)</p>
<input checked="" type="checkbox"/>		

注意

- 手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの(戸籍謄本等、住民票など)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから役場にお越しになると、手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合があります。各契約会社等にご確認ください。

株式等

手続き先 証券会社等

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更	<ul style="list-style-type: none">・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明書 など <p>※証券会社等によって必要書類は異なります。 ※保有している株式も相続税の対象となりますので、取引のある証券会社にお早めにご確認ください。</p>

国債（戦没者弔慰金）

手続き先 償還金支払場所 または
証券保管証書に記載の郵便局

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none">・国債（又は証券保管証書）・印鑑・記名者の死亡を証明できる戸籍謄本・記名者と相続人との関係が証明できる戸籍謄本

普通自動車税

手続き先 県北広域本部 総務部 収税課
電話 0968-25-4116

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	自動車税の 納付相談	上記へお問い合わせください。

普通自動車

手続き先 九州運輸局 熊本運輸支局
(熊本市東区東町 4-14-35)
電話 050-5540-2086

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	普通自動車の名義変更等については、上記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

軽四輪及び二輪（125cc以上）

手続き先 【軽四輪】 軽自動車検査協会熊本事務所
電話 050-3816-1758
【二輪】 九州運輸局熊本運輸支局
電話 050-5540-2086

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	上記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

国税関係

手続き先 阿蘇税務署
(阿蘇市一の宮町宮地 1944 番地)
電話 0967-22-0551

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	申告には期限がありますので、上記へお問い合わせください。 22～24 ページを参考にしてください。

不動産登記関係

手続き先 熊本地方務局 阿蘇大津支局
代表 096-293-2272

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	土地・家屋 移転登記	<ul style="list-style-type: none">・登記申請 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 など 17 ページを参考にしてください。

遺言書

手続き先

熊本家庭裁判所
(高森 1385-6)

高森出張所
代表 62-0069

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	検認・開封	<ul style="list-style-type: none"> 遺言原本 ・申立人の戸籍謄本、印鑑・遺言者の除籍謄本(出生から死亡まで) ※申立先は、亡くなられた方の住所地の家庭裁判所 ※申立人が亡くなられた方の配偶者及び子以外の場合には、その他の戸籍も必要となりますので、上記へお問い合わせください。

相続放棄

手続き先

熊本家庭裁判所 高森出張所支部
(高森 1385-6) 代表 62-0069

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	<ul style="list-style-type: none"> ※相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人(亡くなられた方)の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要がありますので、上記へお問い合わせください。 ※相続放棄には2種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)

固定電話 (NTT 西日本)

手続き先

固定電話からは 局番なし 116
携帯からは 0800-2000-116

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	利用休止 解約	上記にお問い合わせください。

固定電話 (NTT 西日本以外)

手続き先

各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・ 解約	直接各契約会社へ連絡し、手続きを行ってください。

携帯電話

手続き先

各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更 (承継)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話機本体、内蔵のカード ・来店者の印鑑(スタンプ印以外) ・来店者の本人確認書類 ・契約者が亡くなられたことが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	解約	<ul style="list-style-type: none"> 例 戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、住民票の写し(除票)、新聞のおくやみ欄、会葬御礼の挨拶状 など
<input type="checkbox"/>	家族プラン の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ※契約会社によって、必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。 ※会社名義の携帯電話がある場合も必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。

インターネット

手続き先

各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・ 解約	利用明細書、請求書、契約書などで確認後、契約をしている回線会社やプロバイダーへ直接連絡し、手続きを行ってください。

NHK受信料

手続き先 NHKふれあいセンター
電話 0570-077-077
または 0120-151515(フリーダイヤル)

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・ 解約	上記へ直接お問い合わせいただき、手続きを行ってください。 ※解約等の手続きをされない限り、受信料が発生しますので、上記へお早めにご連絡ください。

電気

手続き先 九州電力株式会社 大津営業所(大津町大津 1147)
電話 0120-761-383(コールセンター)

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・ 解約	電力自由化により、契約会社は様々です。契約している電力会社へお問い合わせください。各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。 ※お問い合わせをされる際に、電気の契約番号のわかるもの(電気のご使用量のお知らせ、領収証など)をご用意されておくとスムーズです。

ガス

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・ 解約	各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。 ※お問い合わせをされる際に、「検針結果のお知らせ」などに記載されています契約番号(お客様番号)をご用意されておくとスムーズです。 ※閉栓の場合(ガス管撤去)や即日未払いの使用料をお支払いされたい場合など、立会いが必要な会社もありますので、ご連絡された際にご相談ください。

新聞

手続き先 各最寄りの販売店

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・ 解約 未払い分の 精算	契約者が亡くなったこと、自分が相続人であることを上記へ直接お伝えください。 ※「名義変更」の場合、支払い方法として新しい契約者となられる方の引き落とし口座の情報も必要となる場合があります。 ※「解約」の場合、契約内容が定期購読でまだ契約期間が残っている場合、違約金を求められたり、期間満了まで解約ができないケースもあるようです。

運転免許証

手続き先 熊本県運転免許センターまたは警察署
電話 096-233-0110 ☆受付時間有

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	返納手続き ※返納の義務 はありません	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の運転免許証(有効期限内のもの) ・亡くなられたことがわかる住民票の写し(除票)、死亡診断書の写しなど ・申請人の本人確認書類 <p>☆運転免許センター 月～金、日曜日(土曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く) 【平日】 9:00～11:00、13:00～16:00 【日曜日】 10:30～11:30、14:30～15:30</p> <p>☆警察署 月～金(土曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く) 9:00～16:00</p>

浄化槽（支払い・口座）

手続き先

公益社団法人熊本県浄化槽協会
電話 096-284-3355

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	未払い検査料の支払	<ul style="list-style-type: none"> ●検査料の払い忘れの場合 ・詳細は上記へお問い合わせください。

浄化槽（管理会社との契約）

手続き先

契約をしている民間の浄化槽管理会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	民間の浄化槽管理会社と保守点検・清掃契約している場合、契約者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに住宅所有者（管理者）となる方の印鑑など

光ネットワーク（株）

手続き先

高森 980-8
電話 62-3355

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	利用者変更手続き 口座変更 休止手続き 解約手続き 未払い利用料の支払	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者変更手続きや新たに口座振替を届出される場合 ・上記へ直接お問い合わせください。 ●休止、解約手続き ・上記へ直接お問い合わせください。 <p>※口座振替の場合、毎月 28 日です。 休止、解約の場合は速やかにご連絡ください。</p>



証明書、 戸籍謄本等 を取得される方へ

高森町以外の自治体に戸籍を請求される場合など、
お困りの際は、お気軽にお問い合わせください

手続き先

住民福祉課 総合窓口係 または 草部・野尻出張所
TEL 62-2911

住民票の写し・住民票の写し（除票）

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> ●相続の手続きにおいて、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要となることがあります。 ●住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。世帯主・続柄、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）などの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。

戸籍謄抄本

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 戸籍全部（一部） 事項証明書 1通450円 除籍全部（一部） 事項証明書 1通750円 改製原戸籍、 除籍謄抄本 1通750円	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄抄本等の請求は、本籍地でできます。 ●死亡届を提出されてから、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。 ※他市町村に死亡届の内容を確認したり、他市町村から本籍地である高森町に死亡届が郵送される場合など、お時間がかかることがあります。 ●亡くなられた方の配偶者、直系尊属（両親・祖父母）または卑属（子・孫）以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。（目的によって不要な場合もあります。）個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものの提示を求めることがあります。 ●どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。 （例）亡くなられた方の 出生から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の 結婚から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の 死亡年月日の載っている戸籍 亡くなられた方と 相続人の関係が分かる改製原戸籍 相続人の 現在の戸籍（全部事項証明書） など <p>※戸籍は1通で生涯をすべて表しているものではなく、昔の戸籍は戸主（現在の筆頭者）が代わる度に、また法改正の度に新たに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。</p>

戸籍の附票

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 ●附票の請求は、本籍地でできます。 請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。 <p>※長年変えていない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。</p>

※住民票の写し 電子記録されたものを住民票と呼び、証明書として交付するものは、正式には、住民票の写しという表現になります。
 住民票の写しのコピーとは、文字通りコピーしたものです。

死亡届（死亡診断書）記載事項証明書

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	本人確認資料 （運転免許証など） 1通350円 提出先を確認する ための資料 （簡易保険証書・ 年金証書 など）	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届提出前に葬儀社がコピーしてくれるものとは異なります。 ●郵便局の簡易保険の請求、公的年金（厚生年金、共済年金など）にかかる遺族年金請求など死亡届（死亡診断書）記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。 ●死亡届を提出した役場か本籍地の役場へ請求してください。

印鑑登録証明書

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	印鑑登録証 （カード） 本人確認書類 （運転免許証など） 印鑑登録証 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 ●相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースが多いです。 ●実印を登録している方は、印鑑登録証（カード）を窓口へ提示してください。カードを紛失した場合、再登録も可能です。 ●印鑑登録証（カード）があれば、委任とみなしますので、代理人でも印鑑登録証明書の取得が可能です。 ●高森町で実印を登録していない方は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、登録したい印鑑、（新規登録 300 円、再登録 500 円）をお持ちいただくと、即日登録ができます。（ご本人登録の場合に限る）



郵送による戸籍謄抄本等の請求方法

高森町に請求する際の方法です。他自治体に請求される場合は、詳細を請求先にお問い合わせください。

1 郵便による戸籍謄抄本等請求書

※町の公式 HP に掲載しています。



2 手数料（定額小為替）

※為替には何も記入しないでください!

定額小為替

3 請求者の本人確認書類の写し

※住所が印字されているものをご用意ください。



4 返信用封筒（切手を貼付け）

※ご住所、お名前を明記し、必ず切手を貼付してください。

※速達を希望の方は、通常料金+速達分の切手を貼り、「速達」と朱書きしてください。



1 から 4 を同封



ポストに投かん



◎高森町保管の戸籍で関係が確認できない場合、戸籍に記載が必要な方と請求される方の関係が分かる戸籍が必要となります。(コピー可)

ご注意!

郵便の場合、配達の日数と役所の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。

未来につなぐ相続登記をしませんか？

相続登記が義務化されます！

- 所有者不明土地問題の解決に向けて民法、不動産登記法が改正され、**令和6年4月1日**から相続登記が義務化されます。
- 不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から**3年以内**に相続登記を申請しなければなりません（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり。）。
- 相続登記せずにそのまま放置していると…
 - さらに相続が発生し、相続人が増え、権利関係が複雑になる。
 - 相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。
 - 遺産分割に協力しない、またはできない相続人が出てくる。
 - 不動産の処分（売買など）が難しくなる。
 - 公的買収や災害復興の妨げとなる。

詳しくはこちら▶



相続登記に関する手続及び相談窓口

- 法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」
- 法務局ホームページ「不動産登記申請手続」
- 熊本地方法務局ホームページ「登記手続のご案内」（予約制）
- 熊本県司法書士会相続センター 共通予約電話番号 [096-372-2525](tel:096-372-2525)（初回相談無料）
相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格）は、法務局へ登記の申請をすることができます。

「法定相続情報証明制度」について

相続発生後、法務局や金融機関など多くの窓口で手続を行う際に、亡くなられた方等の戸除籍謄本等の提出を求められることがあります。

「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸除籍謄本等と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を作成して提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄抄本等の証明書の束を何組も取得する必要がなくなります。

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続案内は予約制です。）。

「熊本地方法務局ホームページ」もご覧ください。

*相続手続で必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先の各機関にご照会ください。

「自筆証書遺言書保管制度」について

令和2年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が始まりました。



【自筆証書遺言書を自宅で保管する場合】

- 遺言書が紛失・亡失するおそれがある
- 相続人による廃棄、隠匿、改ざんのおそれがある
- これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある



【法務局で保管する利点・効果】

- 全国一律のサービスを提供できる
- プライバシーを確保できる
- 遺言書の紛失や隠匿等が防止できる
- 遺言書の存在の把握が容易
- 家庭裁判所での検認が不要

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください（手続は予約制です。）。

「熊本法務局ホームページ」もご覧ください。



詳しくはこちら▶

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」**問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続登記に関する手続きの案内は

熊本県司法書士会
相続センター
096-372-2525

熊本地方法務局阿蘇大津支局
096-293-2272

熊本県土地家屋調査士会
096-372-5031

相続税についてのお知らせ

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

被相続人から相続などによって、財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額（相続財産等の合計額）が、**遺産に係る基礎控除額**を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。

電話相談センター

相続税に関して、一般的な相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署【阿蘇税務署：0967-22-0551】に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は「3」）を選択してください。）。

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士会連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

令和6年4月1日からスタート



相続登記の 申請の義務化

相続や遺贈によって、不動産（土地や建物）の所有権を取得したことを知った日から、**3年以内に相続登記**の申請をしなければなりません。

👍ポイント 1

正当な理由なく
相続登記の申請を
怠ると過料の対象

👍ポイント 2

令和6年4月以前の
相続も義務化の対象

👍ポイント 3

相続人申告
登記の新設

詳しくは、右のページをご覧ください。

詳しくは、右の二次元コードをスキャンし、
「法務省ホームページ」をご覧ください。

法務省 所有者不明



相続登記の申請義務についてのルール



👍ポイント1

①基本的なルール

相続により不動産を取得した者は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール

相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまった場合には、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

①・②ともに、**正当な理由**がないのに相続登記を申請しないと、**10万円以下の過料**の適用対象となります。

👍ポイント2

③施行日（令和6年4月）前に相続が発生している場合

相続登記の申請義務化の対象となるのは、不動産登記法の改正法が施行された後に開始した相続だけでなく、**改正法が施行される前に既に所有者が死亡し、相続が発生している不動産も対象**となります。

「相続人申告登記」の新設

なくそう



所有者不明土地

👍ポイント3

遺産分割の話し合いがまとまるまでは、ひとまず、①登記簿上の所有者に相続が開始したこと、②自らがその相続人であることを申し出ることによって、**相続登記の申請義務を履行することができます。**

ご自身で相続登記申請手続を行う場合

法務局ホームページから登記の申請書の書式をダウンロードできます。
「不動産登記申請手続」から「不動産の所有者が亡くなった」をお選びください。



「不動産登記申請手続」



熊本地方法務局では、予約制による登記申請の手続案内を行っています。
事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。

熊本地方法務局不動産登記部門	☎096-364-2145※
熊本地方法務局宇土支局	☎0964-22-0320
熊本地方法務局玉名支局	☎0968-72-2347※
熊本地方法務局山鹿支局	☎0968-44-2411
熊本地方法務局阿蘇大津支局	☎096-293-2272※
熊本地方法務局八代支局	☎0965-32-2654※
熊本地方法務局人吉支局	☎0966-22-3393
熊本地方法務局天草支局	☎0969-22-2467

※の電話番号については、音声ガイダンスに従い、「2」を選択



熊本地方法務局
ホームページ
(登記手続案内詳細)

司法書士へ依頼する場合

登記申請手続は、司法書士が代理人となることが出来ます。
ご依頼をお考えの方は、熊本県司法書士会相続センターまたは最寄りの司法書士にお問い合わせください。

熊本県司法書士会相続センター ☎096-372-2525



熊本県司法書士会
ホームページ



納税者が死亡したときの確定申告 (準確定申告)

所得税

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることになっています。

しかし、年の中途中で死亡した人の場合、相続人（包括受遺者を含む。以下、「相続人等」といいます。）が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

相続人等が2人以上いる場合

各相続人等が連署により準確定申告書を提出することになります。

ただし、他の相続人等の氏名を付記して各人が別々に提示することもできます。この場合、当該申告書を提出した相続人等は、他の相続人等に申告した内容を通知しなければならないことになっています。

準確定申告における所得控除の適用

- (1) **医療費控除**の対象となるのは、死亡の日まで被相続人が支払った医療費であり、死亡後に相続人等が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。
- (2) **社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除等**の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った保険料等の額です。
- (3) **配偶者控除や扶養控除等**の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は死亡の日の現況により行います。
なお、配偶者控除額、配偶者特別控除額および扶養控除額の月割計算等はいりません。

手続き

申告等の期限

相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内

(注)確定申告をしなければならない人が翌年の1月1日から確定申告期限(原則として翌年3月15日)までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合、この場合の準確定申告の期限は、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。

申告等の方法

準確定申告書には、各相続人等の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表を添付し、被相続人の死亡当時の納税地の税務署長に提出します。

申告先等

所轄税務署

お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っています。

国税局電話相談センターへの接続の流れ

所轄の税務署に電話をかける【阿蘇税務署 0967-22-0551】

音声案内に従い、「1」を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相談税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

国税局電話相談センター(国税局の職員がお受けします)

1. 児童扶養手当の申請

(申請者・同居親族の所得制限あり。)

問い合わせ先 住民福祉課 福祉係 ☎ 62-2911

2. 児童手当の受給者の変更

(申請者・同居親族の所得制限あり。)

問い合わせ先 住民福祉課 福祉係 ☎ 62-2911

3. 福祉医療

前年度、所得税非課税世帯で、18歳未満または高等学校第3学年まで(20歳未満)の児童を養育する方及び児童

問い合わせ先 住民福祉課 福祉係 ☎ 62-2911

4. 学校に係る費用の免除・減免

問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育係
☎ 62-0227

5. 寡婦(夫)控除

(所得税、町民税・県民税の軽減)

問い合わせ先 税務課 税務係 ☎ 62-1123

6. 自立支援教育訓練給付金

対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額を支給します。

(4,001円から100,000円の範囲内)

申請・問い合わせ先 阿蘇福祉事務所 総務福祉課
☎ 0967-24-9034

7. 高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得のため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方に、修業期間中の生活費として、給付金を支給します。

申請・問い合わせ先 阿蘇福祉事務所 総務福祉課
☎ 0967-24-9034



8. 母子父子寡婦福祉資金

配偶者のいない女子(男子)で、現に児童(20歳未満)を扶養している人、父母のいない児童、配偶者のいない女子(男子)であって、かつて母子家庭の母(父子家庭の父)であった人および40歳以上で配偶者のいない女子(男子)(一部所得制限あり)に対し、生活の安定と向上および福祉を推進するため、事業開始資金や修学資金などを貸付けしています。

※原則として連帯保証人が1名必要です。

※母子・父子自立支援員に事前相談が必要です。

申請・問い合わせ先 阿蘇福祉事務所 総務福祉課
☎ 0967-24-9034

9. その他

① JR 通勤定期券の割引制度

児童扶養手当を受給している方及び児童扶養手当の対象となる児童等が、通勤をするために定期券を購入する場合、3割引で購入できる制度です。(通学学生は通常の学生割引適用)

事前に、証明書交付申請書と証明書発行請求書を高森町役場 住民福祉課 福祉係窓口へ提出し、割引を受けるための証明書を定期券購入時にJR窓口へ提示する必要があります。

[必要なもの]

特定者資格証明書交付申請書
……………福祉係窓口にて発行します

特定者資格証明書発行請求書
……………福祉係窓口にて発行します

児童扶養手当受給資格者証書
……………原本を持参してください

印鑑……………認印で可

証明書用写真……………タテ4cm、ヨコ3cm

※申請書受付後、決裁の後に本人に特定資格証明書を交付します。

申請・問い合わせ先 住民福祉課 福祉係
☎ 62-2911

② 遺族基礎年金、遺族厚生(共済)年金

年金制度に加入していた被保険者が死亡したとき、遺族に支給されます。

問い合わせ先 熊本東年金事務所
☎ 096-367-2503

ご不明な点・お困りの事は、お気軽にご相談ください。
住民福祉課 福祉係 ☎62-2911







熊本・阿蘇

高森町

ふるさと応援寄附金

SINCE 2015

*Thank you
Everyone!*